

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」 に基づく国会報告について

I. 法律の内容及び国会報告の根拠

- 本法律は、総務省の年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が、保険料徴収の消滅時効（2年）が成立した保険料分について、被保険者からの保険料天引きの事実があるにもかかわらず、事業主の保険料納付の事実が明らかでないであっせん等した場合、厚生労働大臣は、年金記録の訂正を行うとともに、事業主等に対して保険料納付の勧奨等を行うことなどを内容とするもの。
- 法第15条においては、政府は、おおむね6月に1回、国会に対して、以下IIの内容の施行状況を報告しなければならないこととされている。

（参考）これまでの報告時期

- 第1回：平成20年7月1日（平成19年6月22日～20年3月31日のあっせん分）
- 第2回：平成21年1月16日（平成19年6月22日～20年9月30日のあっせん分）
- 第3回：平成21年7月28日（平成19年6月22日～21年3月31日のあっせん分）
- 第4回：平成22年1月26日（平成19年6月22日～21年9月30日のあっせん分）
- 第5回：平成22年7月27日（平成19年6月22日～22年3月31日のあっせん分）
- 第6回：平成23年1月25日（平成19年6月22日～22年9月30日のあっせん分）
- 第7回：平成23年7月26日（平成19年6月22日～23年3月31日のあっせん分）
- 第8回：平成24年1月27日（平成19年6月22日～23年9月30日のあっせん分）

II. 報告内容

- 1 第三者委員会による厚生年金保険関係のあっせん及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数等（総務省・厚生労働省）
 - 2 第三者委員会によるあっせん等に基づき、年金記録の訂正を行った件数（厚生労働省）
 - 3 事業主等の特例納付保険料の納付状況（厚生労働省）
 - 4 事業主等が納付に応じない場合であって、一定期間を経過したのち、国が負担した額（厚生労働省）
- ※ 厚生年金基金等が厚生年金保険の代行給付部分について年金記録の訂正を行った件数等についても、2～4の内容の報告を行っている。

Ⅲ. 今回報告の概要

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。）第15条の規定に基づき、総務大臣から厚生労働大臣（平成21年12月31日までは社会保険庁長官。以下同じ。）に対して平成19年6月22日から平成24年3月31日までに年金記録の訂正のあっせんが行われた事案及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した事案についての平成24年5月10日時点の同法の施行状況に関して報告するもの。

1 年金記録確認第三者委員会における調査審議結果の概要

厚生年金保険関係のあっせん等件数	72,712 件
（1）厚生年金保険法に係るあっせん件数	13,260 件
（2）厚生年金特例法に係るあっせん等件数	61,110 件
・上記のうち、事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案	53,467 件
・上記のうち、事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案	8,534 件

2 厚生年金特例法に係るあっせん等に基づき厚生労働大臣が年金記録の訂正を行った件数

61,110 件

3 特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額	65 億 6,551 万 2,975 円
（1）納付を勧奨した件数	51,056 件
（2）納付の申出があった件数	44,912 件
（3）納付が行われた件数	39,150 件（総額 43 億 5,560 万 4,403 円）
（4）納付の申出がない事業主等を公表した件数	2,347 件
（5）公表後に納付を再勧奨した件数	1,380 件

4 事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過した後、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等

（1）特例納付保険料相当額を国が負担した件数	676 件
（2）国が負担した特例納付保険料相当額の総額	2 億 3,576 万 1,091 円